



12月
5日

東京地裁はジェイアールバス関東不当労働行為事件について

原告の申し立てを棄却する判決を下す！

私たちは本事件を

東京高等裁判所へ

控訴！

東京地裁判決のポイント

中労委命令を支持、原告の申し立ての棄却

その一方で…

- 事件当時の白河支店長の発言は組合員に対し事件当時所属していた組合からの脱退を促し、運営に干渉した行為。
- 事件当時の白河支店長が「会社がそういう方針（組合脱退）だから、てめーは会社に雇われてるのか？組合に雇われてるのか？」と述べている「会社の意を体してされた」という行為。

などの不当労働行為は地裁判決でも事実認定されている！

- 一方でこの事件の事実と本質を理解していない判決である。
- 主張や事実関係が曲解された判決であり、そもそもの経過が理解されていない。

全職場・全組合員で支え、職場活動から健全なJR東日本グループの確立へ奮闘しよう！